

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第120号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「北部まち美化事務所,」を削り, 同条第2項の表北部まち美化事務所の項を削り, 同表東部まち美化事務所の項中「左京環境拠点係長」を「北環境拠点係長 上京環境拠点係長 左京環境拠点係長」に改める。

別表北部まち美化事務所の項を削り, 同表東部まち美化事務所の項中「左京区及び中京区のうち別に指定する区域」を「北区, 上京区及び左京区」に改め, 同表西部まち美化事務所の項中「のうち別に指定する区域」を削る。

附 則

この規則は, 令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)